

税務情報

2024 年度税制改正 – イノベーションボックス税制等に係る政令の公布

2024 年度税制改正では、研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた一定の知的財産権から生ずる所得について、30%の所得控除を認める「イノベーションボックス税制」(*)が創設され、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用できることとされています。

また、非居住者の暗号資産等に係る取引情報を租税条約等に基づき各国税務当局間で自動的に交換するため、国内の暗号資産交換業者等に対し非居住者の暗号資産等に係る取引情報を税務当局に報告することを義務付ける「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」(*)が立法化され、2026 年 1 月 1 日に施行することとされています。

これらの規定に係る法律は 3 月 30 日に公布されましたが、政省令は未公布となっていました。

6 月 21 日、これらの規定に関連する政令が「[官報号外第 149 号](#)」において公布されました。

- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
- 法人税法施行令の一部を改正する政令
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令
- 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令

なお、これらの規定に係る省令は、本 e-Tax News の配信時においてまだ公布されていません。

(*) 「イノベーションボックス税制」及び「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の概要は、KPMG Japan Tax Newsletter「[2024 年度税制改正大綱](#)」(2023 年 12 月 21 日発行)にてお知らせいたします。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.